

【ポスター発表】

A 県社会福祉士がとらえる市町村長申立て制度活用の課題

—高齢分野での調査結果からの一考察—

○ 高崎健康福祉大学 原田 欣宏 (5693)

キーワード：権利侵害の判断・社会福祉士・親族への確認

1. 研究目的

本研究は、業務として総合相談、権利擁護を行う地域包括支援センターの社会福祉士職員を中心としたアンケート調査を通して、市町村長申立て（以下、「首長申立て」）制度を活用するにあたり困難と感じる理由を整理し、今後の制度活用を促進するための方法を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の結果は実際に首長申立ての行政機関担当者や家庭裁判所に対して、社会福祉士として把握している課題を明示することができる。このことが、後見人等を必要とする人への制度利用促進に必要な対策を検討する基礎的データとしての活用が期待できる。

データの収集には自由記述式による調査票を用いて実施した。【実施時期】2015年9月15日～10月15日、【対象者】市町村長申立にかかわるケースを担当したことがある者の中から、A県ばあとなあ運営委員会および権利擁護委員会が推薦したものとする。【実施主体】A県社会福祉士会ばあとなあ運営委員会

【調査対象者】地域包括支援センター勤務者および勤務経験者10名、その他（ばあとなあ会員）1名より協力を得た。包括勤務（経験）者としての勤務は平均5.3年。勤務地は市町村A～Fに分かれ、市町村Aより6名、B～Fは1名ずつ。調査対象者がこれまで首長申立てが必要と感じた件数は合計46ケース。

分析は、調査票の自由記述内容を一文ごとに一つの語彙として整理した後、KJ法を参考にカテゴリー化した。

3. 倫理的配慮

調査票は【実施主体】より配布回収を行った。その際、①個人（アンケート回答者、クライアント他、記載されたすべての人）を特定されない形でデータ化および公表、活用すること、②アンケート用紙はデータ化が終了したのち、廃棄処分すること、③アンケートの結果を公表、活用するときには、個人情報 の匿名化を厳守すること、④研究・研修の資料、社会福祉士会の活動などに活用すること、を調査票の書面および口頭で説明し、同意を得て実施した。

4. 研究結果

首長申立てが必要と感じたケースの概要を任意に3ケース選択し、自由記述式で回答を求めたところ、事例数は22ケースとなった。

(1) 首長申立ての必要な理由として、「本人に判断能力が不足またはかけている(認知症, 精神疾患, 知的障害など)」をすべてのケースで理由として挙げている。また, 周辺事情では, ①「親族の判断能力が不足または欠けている」例) 親族は知的障害者, 音信不通, 精神疾患者, ②「親族は経済的困難を抱えている」例) 生活保護世帯, 多重債務者, ③「親族からの経済的搾取」例) わずかな介護の対価として金銭を搾取, ④「親族が反社会的行動をとる」例) 子の中で暴力など報復行動の恐れ, 逮捕・起訴された, などである,

(2) 22 ケースのうち, 首長申立てに至らなかったものが 10 ケースであった。

①「行政機関の手続きに時間がかかりすぎ」例) 遠方に一親等, 4 親等内の家族全てに確認することが先, ②「親族間の民事的紛争がある」, ③「判断能力が低下していても本人の意向を重視」本人がかたくなに拒否, 浪費癖がある, 知的障害にも認知症にも当たらない, 判断能力があると行政が判断, ④「後見報酬が捻出できない」例) 財産が少ない, ⑤「後見制度を活用せずに対応する」例) 養護老人ホーム入所への措置に変更, 施設職員が財産管理するから不要, 行政が施設入所を進める, ケアマネジャーが金銭管理,

(3) 「行政の考える首長申立に必要な要件」の推察

①「申立人がいない」いても高齢者や障害者, 唯一の養護者が虐待者, ②「福祉的観点から保護が必要であること」消費者被害, 虐待, ③「後見報酬の捻出できる財産があること」, ④「命にかかわるほどの切迫した状況」, ⑤「長谷川式で13点以下」, ⑥「生活保護受給者ではない」, ⑦「地域の声」他の公的機関からの相談がある, ⑧「ケースに関連する行政機関が調整しても対応できない場合」

(4) 成年後見制度利用支援事業の活用状況

①積極的に活用されている=1件, ②概ね活用されている=0件, ③不十分だが活用されている=1件④活用されていない=9件

④の理由として, 1) 特別会計から支出していることが遠因ではないか, 2) 資産を基準に報酬を検討する家裁と, 事業予算で決定する行政の支出の考え方の違い, 3) 行政担当者の権利擁護の視点によって変わる, 4) 行政担当者が手続きに時間がかかり, 結局周囲の人が金銭管理をやっている。5) 経済的な課題のある人に活用されていない, 6) 多額の費用がかかることから不公平感を感じているのではないか

また①と回答した人も, 他の対応法の検討や, 本人能力の活用, 社会資源の活用や整備など, 地域の対応力について総合的な対応の必要性を指摘していた。

5. 考察

(1) 具体的な事象で人権侵害がない限り, 制度が活用されていない, (2) 包括職員(社会福祉士)と行政担当者の制度活用にある認識のずれは, 四親等内の親族確認に対する意識の違いにある, (3)他の制度を活用することを検討するための協議がスムーズにできず, 時間がかかりすぎている, (4) 財産管理を中心にとらえ, 身上監護を必要とする人に活用しにくい傾向がある, 以上の課題が示唆された。